

◆小野峯生委員 おはようございます。今定例会も含めて、長い間、日本海横断航路の件について、いろいろ議論に議論を重ねて、ようやくといいますか、いろいろ皆さんがたの努力もあって、第1回めの日本海横断航路のあり方検討委員会が開催されたということでもあります。そういった中で、今ほど、これからどう進むか等々について、少し交通政策局長のほうから説明がございました。私のほうからは、特に第三セクターの清算のを中心に伺いたいと思います。

今ほど、交通政策局長から説明を受けた中に、新潟国際海運株式会社について、配付資料2の進行状況のところではありますが、認識について若干、何点か、私の認識と少し違うというか、そういうふうなところがちょっとあるので、まず確認をさせていただきたいと思います。

県から清算の方向で提案を行ったと。これはもうこのとおりですね。ゼロベースで検討すると言っていたのを、県のほうから、清算に向けてどうかというふうな提案を行ったということ。ここはいいのですが、議論に支障はない旨の意見と。あり方検討委員会が、皆さん県から委託、託されたといいますか、委任されたといいますか、そういうふうないろいろな項目。これからのスキームだとか、いろいろな在り方、どうするかというふうないろいろなことがありますよね。そういった議論を進める中での支障がないということなのですか。私が聞いているのは、マスコミの報道等々の範囲内なのですが、それとも、清算をするということについて、特別の異論はなかった、進めていいよということなののでしょうか。どちらの趣旨なののでしょうか。

◎樺澤尚港湾振興課長 日本海横断航路に関する、第三セクターである新潟国際海運株式会社の清算に関する議論についてでございますけれども、あり方検討委員会では、新潟国際海運株式会社の清算については、株主が決めることだという御意見を、まず頂いたところでございます。一方、委員の御指摘がございましたけれども、清算することが、今後、委員会において、この在り方を検討する、体制等を検討するに当たり、問題にならないかということを確認をしていただいた中で、このこと自体は大きな議論の支障、問題になるという御意見はなかったということでございます。これを踏まえまして、委員長のほうから株主、関係者の意向を十分に考慮したうえ、課題を整理して、県のほうで適切に対応されたいとの取りまとめの意見をちょうだいしたところでございます。

◆小野峯生委員 株主が決めることということは、65パーセントですか、株があるわけだから、県が主体、中心になってほかの株主もいるわけですから、その意向も聴いて、これから清算に向けてやっていくというふうなことなのだろうと思っております。

では、戻ってまたお聞きしたいのですが、そういう意見が出たということは承知しています。もともこの清算について、第三セクターの清算については、県が中心になって株主が決めることだというふうに、県が主導して決めるべきだということが、私どもの意見でありました。私の意見も含めてになります。もちろん、ここが、県は当初、いろいろな観点からゼロベースで託すのだと。ゼロベースで、すべてあり方検討委員会にお伺いをして、その結論をもって決めるのだというふうな方向性だったと思いますが、これは正式な意見ではなかったかもしれません。何であり方検討委員会にその清算の話を、第三セクターの清算の話をしなければいけないのだという話が出たそうではありますが、そのとき、この辺の認識というのは、皆さんがたはどうだったのですか。

◎樺澤尚港湾振興課長 あり方検討委員会への、県からの清算の件に関する提案ということでございますけれども、今回、この清算の件に関する提案については、委員からそれぞれ率直な御意見を頂けたところでございます。この提案につきましては、2月定例会で附帯決議を頂き、この趣旨を尊重したうえ、株主の感触等も踏まえつつ、第1回のあり方検討委員会において優先課題として議論することが適当ということで、まずもって御提案をし、議論をさせていただいたところでございます。

◆小野峯生委員 その2月定例会であります。今ほど少し申し上げたのですが、他の株主の意見も聴かなければいけない。これは当然のことだと思っておりますが、県がしたい、やろうと思えば、もう少しできますよね。株が少し足りないとか、いろいろなことがあったのですが、どこかを巻き込めばできると。方法論としては可能だというふうな理解を、私はしていたのであります。今ほど答弁があったのですが、県のほうから、もっと詳細に、あり方検討委員会に清算の議論を託

したと。県議会の意見があっただけで、皆さんがたは託したわけではないですよ。その前にいろいろな、皆さんがたからと。どうしてそういうふうに、県がある程度主体性を持って、あり方検討委員会に示したのかどうかと。そういうふうな方向性を、かんぺきとは言いませんがきちり出したというのは、県議会の意見があったからだけではないと思うのですが、どういうふうなことで出されたのでしょうか。

◎樺澤尚港湾振興課長 今ほどの、附帯決議を頂いたということ踏まえたということもございます。それも合わせたうえで、並行して株主のかたがたにも、新潟国際海運の今後の在り方ということについての意見を、少しずつ感触を伺うということを進めたと。その中で、まず優先的に、これについて議論を進めるべきというふうな、検討を進めた中で、県からの提案に至ったというところでございます。

◆小野峯生委員 もう少し詳しく聞きたいのですが、2月定例会では、知事をはじめ皆さんは、第三セクターを清算するにもそれなりのコストというものがかかるのだと。これはいろいろな意味だと思います。金銭的なコストもあろうかと思えますし、また対外的な関係でいろいろなコスト。それも、コストと言えばコストなのだと思いますが、拙速な清算に飛びつくのは、コストが極めて最小ならいい。1回めに、極めて最小限で可能な限り、第三セクターにかかるコストは抑えつつ、凍結状態にすると。幾つかの選択肢の中で、現実的なものを検討して、方向性を決めたいということだったと思います。このコストの関係については、どう整理をされて、どういう結論を出したのか。その結果、あり方検討委員会に、多分、そういうふうな方向性をもって、県のほうから主体性を持って、清算の方向でということを示されたと思います。ここはどう整理して、どういう結論を出されているのでしょうか、伺いたいと思います。

◎水口幸司交通政策局長 委員の御指摘といたしましては、当時の2月定例会と比べると、一步進んだような対応をしたということが理由かと思えます。まず、当時、2月定例会のころには、株主の意向が分かっていたという状況でございましたけれども、その後、感触をお伺いしていく中で、おおむね方向性としては問題がなさそうだというような感触が得られたということが一点でございます。

もう一つは、もしかしたら、いったん清算をしてしまった後に、あり方検討委員会の場で、実はこの新潟国際海運を解散しないほうがよかったといった御意見が出る懸念があったということでもございました。けれども、それについては、今回のあり方検討委員会の場で大きな問題はないということが確認できたということで、新たに進めたという状況でございます。

◆小野峯生委員 具体的に、予算的と言うか、金銭的なこと。第三セクターを凍結状態にしていく場合のコストですよ。それと、新たに清算するためのコストというのは、どういうふうに分析されているのですか。分かるかな、分からないか。

◎水口幸司交通政策局長 当然、清算する場合についても、弁護士費用ですとか、一定のコストはかかるかと思えますけれども、すみません、幾らくらいかかるかという具体的な金額は、ちょっと現時点ではお示しできません。けれども、基本的にはまず清算するという行為が大きな問題にはならないというレベルでは、コストがかからないというふうに認識をしているところでございます。

◆小野峯生委員 では、コストに関しては、今のところ、それほど具体的に、こうした場合はこうと、この場合はこうというふうな、具体的なものの試算とか、そういうものは、今までなされていないということだと。今も、株主の意向だとか、ある程度、方向性が見えたからというふうなことで、清算の方向だということですが。これは後でもいいですから、やはりどうだったのかという、皆さんがたの、どうコストがかかるか、どうかかったのか、この方向性において。この辺のところも、やはり示していただければなというふうに思っておりますが、そういうことはできますか。

◎水口幸司交通政策局長 今後の具体的な費用につきましては、きちんと県議会のほうにも御報告させていただきたいと考えております。

◆小野峯生委員 株主の意向もだいぶ方向性が見えてきたということですが、皆さんがたから第1回めのあり方検討委員会において示された資料があります。資料3-3というもののなのですが、その時点の意向では、これは聴き取り調査をしたということ示されているのだと思います。これは

多分そうだと思うのですよね。その資料だと思うのですが、聴き取りをした株主の数、県を除く28者の内7者、県を含む全議決権の約87パーセントに対して聴き取り調査をしたと。いろいろな意見が、全部は言いませんが、日本海横断航路事業をなくすわけにはいかないが新潟国際海運は清算し、全体として事業を考え直せだとか、あるいは、日本海横断航路は、これまでの蓄積と経験がある新潟国際海運が担うことが適当だとか、県以外の株主財産の放棄について考える必要があるとか、いろいろな意見が出ていると。そういうふうなことから考えると、それほど。こういう意味では、その時点でまとまったという感じはと。これを見る限り、そうはここに書いていないのだけれども、今、だいぶ、株主の意向もまとまってきたということもあるというふうなことで、主体性を持ってという話だったのですが、ここはどういうふうなことなのでしょう。この辺の考え方は、どうやってどうしたかという話を伺いたいと思います。

◎水口幸司交通政策局長 今ほど、いろいろな御意見があったということについては、当方からも御説明していたところでございます。いちばん懸念があったことといたしましては、中国側とこれまでずっと一緒にやってきた中で、中国側の反応をちょっと気にしていたという株主が、何人かいらっしまったという状況でございます。その後、我々といたしましては、中国側の吉林省とも協議をした結果、基本的に新潟県の示す方向でいいということが確認できましたので、そういうことも含めて、改めて今、株主を回っているという状況でございます。

◆小野峯生委員 それで、第1回めのあり方検討委員会から約1か月経過しているわけですが、第2回めも7月の半ばくらい、20日だとかを目指しているのでしょうか。スケジュール表によりますと、半ば程度という話だったと、そんな格好になっていると思うのですが。1か月くらいたつわけですが、その後、株主との調整というのは、先ほど申し上げましたが、県を除いて28者といいましたか。どう進んでいるのでしょうか。現況について、まず伺いたいと思います。

◎樺澤尚港湾振興課長 現在の、株主との調整の、進展の状況についてでございますけれども、大きな株主のかたがたを中心に訪問させていただきまして、会社の清算について御理解が得られるように御説明をさせていただいているところでございます。今まで、県を除いた28者の株主の内、先ほど、感触をお尋ねした7者も含めまして、改めて大きな株を持っておられる会社を中心に12者訪問をさせていただき、御説明を行いました。

この中で、おおむね県の説明についての御理解を頂いているところでございますけれども、一部の会社につきましては、引き続き、説明が必要な状況というところがございます。県といたしましては、引き続き、御理解いただけるように努めてまいりたいと考えております。

◆小野峯生委員 細かくて恐縮なのですが、大体、おおよそどのようなことを、理解を得るために説明をして、どのようなことを書いているのですか。それと同時に、今、それこそ12者を訪問していると。大株主を中心に訪問しているというふうなことで、そうすると、もう法律上は清算は十二分に可能だというふうな。全者の意向を尊重して、全部かんぺきな理解を得なければ清算はできないのですか。そこをまず聞きます。

◎樺澤尚港湾振興課長 委員お尋ねの議決権について、全員の御理解が調わない限りは、という御質問かと思っておりますけれども、本来であれば、やはり株主のかた全員に、そういった形でちゃんと御理解を賜りたいというふうな考えているところでございます。けれども、物理的にそういった、全員の御理解を頂けるかどうかということは、また改めて御説明をした状況の中で、判断をする必要があるとは思います。

◆小野峯生委員 理想としては、皆さん全員が、それこそ気持ちよく清算の方向性をおおむね理解をするというふうなことが必要だと思います。法律上はかんぺきに67パーセントでしたか、以上でしたか。県は3分の2で、2パーセントか3パーセント足りないというふうな話だったと思います。それによると、もう現実的にはやろうと思えば、これは丁寧にやることは大事なのだけれども、やろうと思えばできるという状況です。あの当時は、県はそうだからできないという話だった。もうできるよねと。できるという皆さんがたの考え方。法律的な考え方は、かんぺきにそういう理解ですよ。これは法律のことですけれども。

◎樺澤尚港湾振興課長 議決権の比率ということに関して申し上げます、大きな株主のかたに御説明をした中で、おおむねの方向についての御理解を頂いているということです。その中では、議決

権の比率は、数字のうえでは整理が整っている状況だというふうには理解しております。

◆小野峯生委員 皆さんは、丁寧に進めているのだと思いますが、解散についてどの程度の株主の皆さんにと。数と中身もあるのでしょうかけれども、どの程度のものの理解を示すことを条件に、解散に踏み切るといふうなことは考えていますか。

◎樺澤尚港湾振興課長 その議決権の比率の、何パーセントのかたに御理解を頂ければ、その次の手続きに進むのかというお尋ねかと思えます。先ほども御説明をしたとおり、全員のかたがたからおおむねの御理解を頂くということが、まず必要ではないかなというふうに考えております。ただ、物理的にそういった状況になるかどうかというのは、また御説明をさせていただいた状況を踏まえながら判断をすることになるのかなというふうに考えております。

◆小野峯生委員 皆さんがたの、あり方検討委員会の進め方等もあるのですが、私どもはその前に清算をすべきだといふうなことなので、その目途。理解がおおむねなされていると、これは12者の大株主の内のおおむねの理解が得られているということは、もう清算できるという状態なので。県を除いて28者か。その12者の内、おおむね理解を得られているところが大部分だといふうなことだという理解でいいのですね。ということは、あともう少し努力を進めれば、会社訪問をして進めれば、速やかに清算できるような状況だといふうに私は思っているのですが、その解散の目途について。それと、皆さんがたのいつまでに決断をして、そういうふうな行為に踏み切れるのかといふうなところの目途というもの、あるいは目標というものを教えていただきたいと思えます。それで、やはりしておいたほうがいいよねと思うのですが、教えてください。

◎樺澤尚港湾振興課長 解散の目途についてでございますけれども、株主の皆様からの理解が得られましたら、速やかに、手続きといたしましては、取締役会、それから株主総会というものを開催して、解散議決を迎えたいといふうに考えております。今ほども御説明したとおり、大きな株主のかたがたを中心に、御説明を進めさせていただいております。速やかに、皆様がたの御理解が整った段階で議決を頂きたいといふうに考えておりますけれども、現時点で具体的な見通しということをお示しするのは、まだちょっと難しい状況かなというふうに考えております。

◆小野峯生委員 それでは、残った28者の内、12者は終わっているわけですから、残った株主のところへいつまでに訪問して、終わると。それくらいの目標はありますよね。いつまでにやる予定ですか。

◎樺澤尚港湾振興課長 本定例会終了後、極力速やかに御説明に回れるように、当然、この夏を迎え、お盆を迎えるという時期もまいりますので、そういったことも含めて、速やかに御説明ができるように進めたいといふうに考えております。

◆小野峯生委員 今、何人でやっているのですか。後ろにいる皆さんがた、交通政策局のいろいろなかたといふか、人数がいるのですが、手分けをしてやると、すぐできるのではないですか。一日、二日で。そう思うのですが、いかがでしょうか。だから、もうすぐにもでも、お盆だ、どうのこうのと言うよりも、すぐできると思うのですが。そういうスピーディーさといふか、スピーディーな部分が、非常にこの件について、あり方検討委員会の全体像も含めて必要だといふうに思っています。

皆さんがた事務局をあずかるかたがたが、こうスローペースであっては、慎重なのかもしれませんが、これは2月までに結論を出して、予算措置があれば、2月定例会に提案する予定なのでしょう。もしあれば、いい方向へ行ってますよ、万が一。万が一という言い方は失礼かもしれませんが、そういう方向だと考慮すれば、すぐに今日、明日からでもと。今後、皆さんがたは、もちろん議会関係の仕事はあるのだけれども、定例会が終わるまで、直接の関係があるのだけれども、できるのではないですか。こう思うのですが、いかがですか。できるだけではなくて、目途を教えてください。

◎樺澤尚港湾振興課長 それぞれ、この解散ということにつきましては、会社へ御説明に伺いますが、まず私が中心になって伺わせていただいております。相手がたにつきましても、それぞれの企業の代表のかたに直接お話をするというようなことで、調整も進めている中で、日程を今まで取りながら、御説明に上がらせていただいていたところでございます。委員御指摘のとおり、定例会の

終了後、まだ御説明に伺えていないかたについても、速やかに御説明に伺わせていただきたいというふうに思っております。

◆小野峯生委員 では、最長を見積もっても、長くなっても9月定例会までにははっきりできるという理解は、当然成り立ちますよね。いかがですか。

◎水口幸司交通政策局長 交渉の状況にもよりますけれども、基本的には9月定例会までには目指したいと考えております。

◆小野峯生委員 速やかにひとつ、皆さんがたで努力いただいて、いい方向で出すようにしていただきたいと思います。

そのほか、ガバナンスの問題だとか、荷だとかのこれからの大きな課題についても質問しようと思ったのですが、時間もだいぶ経過しておりますし、ほかの皆さんもいらっしゃいますので、この部分に絞ったという形にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。